

令和8年度

旭川農業水利事業

新一の堰頭首工他用地測量調査（その2）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 本特別仕様書は、令和8年度旭川農業水利事業新一の堰頭首工他用地測量調査（その2）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 別記（I）用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

（業務概要）

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

（1）実施場所 秋田県横手市大沢地内他（別添位置図のとおり）

それぞれの実施場所は以下のとおりである。

- ① 新一の堰頭首工（用地測量） 秋田県横手市大沢地内
- ② 布晒揚水機場（用地測量） 秋田県大仙市角間川町地内
- ③ 三の堰用水路（用地調査） 秋田県横手市下境地内
- ④ 旭川左岸幹線用水路（用地調査） 秋田県横手市下境地内

（2）調査区域

①新一の堰頭首工（用地測量）

ア 調査区分は耕地とする。

イ 調査面積は0.27haとする。

②布晒揚水機場（用地測量）

ア 調査区分は耕地とする。

イ 調査面積は0.40haとする。

③三の堰用水路（用地調査）

地盤変動等影響調査（事前調査） 木造建物4棟

④旭川左岸幹線用水路（用地調査）

地盤変動等影響調査（事前調査） 工作物 1箇所

（班編制）

第3条 本業務は、1班以上の班編制により行うものとする。

（障害物の伐除）

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

（管理技術者及び照査技術者の資格要件）

第5条 資格要件は以下のとおりである。

（1）管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地

改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

ア 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

イ 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（低入札価格契約における第三者照査）

第 6 条 別紙に掲げる割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和 7・8 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

ア 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ 照査技術者と同等の技術資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と併せて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 15 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 2 章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準及び精度等）

第 7 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- （１） 測量の基準は、測量作業規程及び同運用基準による。
- （２） 測量及び面積測量の精度区分は、甲三とする。
- （３） 縮尺は、500 分の 1 を基本とする。

（貸与資料）

第 8 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名		
令和 5 年度	旭川農業水利事業	あいののダム導水隧道他用地測量調査業務
令和 6 年度	旭川農業水利事業	旭川左岸幹線用水路他用地測量調査（その 6）業務
令和 7 年度	旭川農業水利事業	河川協議資料作成その他業務
その他必要な資料		

第3章 作業項目及び内容

(作業項目、数量及び対象施設)

第9条 本業務の作業項目、数量及び対象施設は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1 用地測量業務（共通）		
(1) 作業計画	1業務	
(2) 現地踏査	1業務	耕地
(3) 公共用地管理者との打合せ	1業務	

2 用地測量業務（新一の堰頭首工工事用道路）		
(1) 境界の確認	0.27ha	耕地
(2) 土地境界確認書の作成	0.12ha	耕地
(3) 境界測量	0.27ha	耕地
(4) 用地境界仮杭の設置	0.27ha	耕地
(5) 境界点間測量	0.27ha	耕地
(6) 面積計算	0.27ha	耕地
(7) 用地実測図の作成	0.27ha	1/500
(8) 用地平面図等の作成	0.27ha	1/500
(9) 土地調書の作成	0.12ha	耕地
(10) 依頼書の作成	0.27km	
(11) 協議書の作成	0.27km	

3 用地測量業務（布晒揚水機場工事用道路）		
(1) 地図の転写	0.20ha	耕地

(2) 地積測量図等の転写	0.10ha	耕地
(3) 土地の登記記録の調査	0.20ha	耕地
(4) 転写連続図の作成	0.20ha	
(5) 復元測量	0.20ha	耕地
(6) 境界の確認	0.40ha	耕地
(7) 土地境界確認書の作成	0.40ha	耕地
(8) 境界測量	0.20ha	耕地
(9) 用地境界仮杭の設置	0.40ha	耕地
(10) 境界点間測量	0.40ha	耕地
(11) 面積計算	0.40ha	耕地
(12) 用地実測図の作成	0.40ha	1/500
(13) 用地平面図等の作成	0.40ha	1/500
(14) 土地調書の作成	0.40ha	
(15) 依頼書の作成	0.29km	
(16) 協議書の作成	0.29km	

作 業 項 目	数 量	備 考
4 用地調査業務（共通）		
(1) 作業計画の策定	1業務	
(2) 現地踏査（地盤変動影響調査等）	1 業務	

5 用地調査業務（三の堰用水路）		
(1) 地盤変動影響調査等		

	ア 事前調査 木造建物 A（130㎡以上200㎡未満） 内部調査あり	2 棟	専用住宅
	イ 事前調査 木造建物 C（70㎡以上130㎡未満） 内部調査あり	1 棟	倉庫
	ウ 事前調査 木造建物 C（130㎡以上200㎡未満） 内部調査あり	1 棟	倉庫

6 用地調査業務（旭川左岸幹線用水路）			
（1）地盤変動影響調査等			
	ア 事前調査 工作物（100㎡未満）	1 箇所	水槽等

（指示事項）

第 10 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。なお、特段の指示が無いものは共通仕様書による。

（1）転写連続図の作成

ポリエステルフィルム＃300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

（2）土地登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

（3）公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。

（4）依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成するものとする。

（5）協議書の作成

境界確定作業完了後において用地実測図等に押印を求めるときの必要書類を作成するものとする。

（6）境界の確認

ア 立会い通知は、立会日の 1 週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

イ 杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cmを標準とする。

ウ 杭頭部は赤色とする。

エ 境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。

（7）復元測量

杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 4.5 cm×4.5 cm×45 cmを標準とする。

- (8) 用地境界仮杭の設置
 ア 杭の材料はプラスチック杭とし、規格は 6.0 cm×6.0 cm×60 cmを標準とする。
 イ 杭頭部は、土地使用を黄色とする。
- (9) 面積計算
 仮設用地等の使用する用地について面積計算を行うものとする。
- (10) 用地実測図の作成
 図面の用紙はポリエステルフィルム#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。
- (11) 用地平面図等の作成
 ア 用地実測図を基に、土地使用図、境界点番号図及びその他必要な資料を打合せに応じて作成する。
 イ 土地使用図に面積計算の結果を求積表として記載する。
 ウ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。
- (12) 土地調書作成
 仮設用地等土地使用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。
- (13) 事前調査
 ア 調査は共通仕様書によるほか、地盤変動影響調査算定要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2276 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づき行うものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議を行うものとする。
 イ 調査結果について、建物所有者の確認を得るものとする。

第 4 章 成果物

（成果物等）

第 11 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 土地の登記記録調査表	電子データ	正副2部	C D－R 等
	書面	1部	綴じ込み
(2) 地積測量図等の転写図	電子データ	正副2部	C D－R 等
	書面	1部	綴じ込み
(3) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	C D－R 等
	書面	1部	綴じ込み
(4) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	C D－R 等

	書面	1部	綴じ込み
	原本	1部	綴じ込み
(5) 用地実測図等 ア 転写連続図 イ 用地実測図 ウ 土地使用図 エ 境界点番号図	電子データ	正副2部	C D - R 等
	原図	1部	図面ファイル
	書面	1部	綴じ込み
(6) 土地調書	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
	原本	1部	綴じ込み
(7) 事前調査書等 ア 調査区域位置図 イ 調査区域平面図 ウ 建物等調査一覧表 エ 建物等調査書 オ 損傷調査書 カ 写真集 キ 水準測量成果	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み
(8) その他必要な資料	電子データ	正副2部	C D - R 等
	書面	1部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、東北農政局旭川農業水利事業所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第12条 共通仕様書第12条に基づく業務実勢データの登録機関は、AGRIS センター（関東農政局 土地改良技術事務所）とする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第13条 共通仕様書第22条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条に示す「作業項目、数量及び対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第10条に示す「指示事項」に変更が生じた場合

- (3) 第 11 条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 第 15 条第 2 項に示す「管理技術者及び打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(物価スライドの試行)

第 14 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第 15 条 別紙に掲げる割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量（又は調査）の実施に際して現場に駐在するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局旭川農業水利事業所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記録の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、若しくは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び業務従事者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局旭川農業水利事業所とする。

(1) 用地測量

- ア 業務に着手するとき
- イ 業務の中間 1 回
- ウ 成果物とりまとめの段階

(2) 用地調査

- ア 業務に着手するとき
- イ 業務の中間 1 回
- ウ 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑 義)

第 16 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

【割合】

下記の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～D（測量の場合は A～C までに掲げる額）の合計額に一括計上の額を加えた額（千円未満切り捨て）に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量を除く請負契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

「用地測量業務」の場合の業種区分は「測量」を適用する。
「用地調査業務」の場合の業種区分は「補償コンサルタント」を適用する。

位置図

